

【件名】

障害児者の居場所づくり事業について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

近年、働き方の多様化や共働き家庭の増加等により、障害児者に対する既存の指定障害福祉サービス等の提供に加え、当該サービス等提供時間前後の時間帯についても、見守り等の支援を行う居場所のニーズが高まっている。

そのため、障害児者の家族の就労継続支援を図ること等を目的として、障害児者の居場所づくり事業の実施の方向性について取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 現状・課題

就学する障害児が利用する放課後等デイサービス事業、及び 18 歳以上の障害者が利用する生活介護事業や就労継続支援 B 型事業においては、障害福祉サービス等報酬の基準や職員体制の確保等の観点から、一部の区立施設を除き、区内の事業所においては、概ね 7 時間以下の利用時間で開所している。

このため、障害児においては、学校の長期休暇期間中の朝または夕方の時間、障害者においては、夕方の時間に預け先がなく特に就労家庭において、仕事と見守り・介助等の両立が課題となっており、指定障害福祉サービス等の提供時間前後も、障害児者が安心して過ごせる居場所を確保する必要がある。

2 事業内容

（1）長期休暇期間中の障害児の居場所づくり事業

区内の放課後等デイサービスを提供する民間事業所において、学校の長期休暇期間中に、サービス提供時間前後の時間帯に、障害児の朝夕の居場所として、同事業所を利用する障害児の受入れを行う。

- ①対象 本事業を実施する事業所を利用する児童（小学生～高校生）
- ②定員 1 事業所あたり 1 日最大 10 名
- ③実施場所 2 箇所（予定）
- ④実施時期 区立学校の長期休暇期間中の平日（夏・冬・春休み）
- ⑤実施時間 放課後等デイサービス利用前後の朝または夕方 1～2 時間程度
- ⑥実施内容 室内での活動の見守り支援等
- ⑦利用料 無料
- ⑧職員配置 児童指導員または保育士資格を有する者 1 名とその他職員 1 名

(2) 障害者の居場所づくり事業

令和7年10月から、中野区立弥生福祉作業所（指定管理者）の単独事業として試行している「夕方支援事業」について拡充し、障害者の受入れを行う。

- ①対象 中野区立弥生福祉作業所にて生活介護または就労継続支援B型のサービスを利用する障害者
- ②定員 1日最大3名
- ③実施か所 中野区立弥生福祉作業所（中野区弥生町四丁目36番15号）
- ④実施時期 平日のうち週3回
- ⑤実施時間 生活介護及び就労継続支援B型のサービス提供時間後の午後4時～午後7時
- ⑥実施内容 室内での活動の見守り支援等
- ⑦利用料 無料
- ⑧職員配置 生活支援員 計2名

3 今後の予定

- 令和8年7月 第2回定例会に補正予算議案提出
障害児の居場所づくり事業開始
- 8月 障害者の居場所づくり事業開始